

◎消費者対応業務関連特定行為対策の推進に関する法律案新旧対照表
 ○厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条第一項及び第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四十九 〔略〕</p> <p>五十 労働者の保護及び福利厚生に関すること。</p> <p>五十の二 消費者対応業務関連特定行為対策の推進に関する法律（令和六年法律第 号）第七条第一項に規定する基本方針の策定及び推進に関すること。</p> <p>五十の三 労働者協同組合に関すること。</p> <p>五十一 百九 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>（設置）</p> <p>第六条 〔略〕</p> <p>2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより厚生労働省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。</p> <p>〔略〕</p> | <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条第一項及び第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四十九 〔略〕</p> <p>五十 労働者の保護及び福利厚生に関すること。</p> <p>〔新設〕</p> <p>五十の二 労働者協同組合に関すること。</p> <p>五十の三 労働者協同組合に関すること。</p> <p>五十一 百九 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>（設置）</p> <p>第六条 〔略〕</p> <p>2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより厚生労働省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。</p> <p>〔略〕</p> |

特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会

消費者対応業務関連特定行為対策推進協議会

〔略〕

(特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会)

第十三条の二の二 〔略〕

(消費者対応業務関連特定行為対策推進協議会)

第十三条の二の三 消費者対応業務関連特定行為対策推進協議会に

ついては、消費者対応業務関連特定行為対策の推進に関する法律

(これに基づく命令を含む。) の定めるところによる。

特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会

〔略〕

(特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会)

第十三条の二の二 〔略〕

〔新設〕